

(仮訳)

食品医薬品局通知

件名 農業有害物質の残留が有り得る野菜及び果物の監視施策に関する説明

現在、パラコート、クロルピリホス、グリホサート等の農薬が多く使われており、基準値を超える残留が生じるという問題が確認されており、消費者への健康被害が懸念される。食品・医薬品局は消費者が安全な製品の提供を受けることが出来るよう保護する役割を持つ組織として、また保健省告示「残留有害物質を含有する食品」及び「特定生野菜又は果物の製造方法、製造及び保管における設備及び用具、並びに表示の規程」に従うため、農業有害物質の残留が有り得る野菜及び果物の監視施策について説明し、以下の通り実施する。

1. 法令に従うため、輸入の都度、食品医薬品検査所(FDA Checkpoint) (訳注：FDA 通関) にて、野菜及び果物の農業有害物質の残留及びラベル表示を検査する。または、輸入業者は当該ロットの野菜及び果物の農業残留有害物質の分析結果証明書を提示すること。その証明書は生産国の管轄政府機関、または ISO/IEC17025 に従った分析機関能力認定を受けた民間機関により発行されたものであること。
2. 法令に従うため、野菜及び果物の農業残留有害物質及びラベル表示を検査する。タイ全国の選果梱包施設における選果梱包工程も検査対象とする。
3. 法令に従うため、全国の販売施設で野菜及び果物における農業残留有害物質を検査する。

選果梱包工程を経た野菜及び果物の輸入業者、選果梱包業者、野菜及び果物販売業者は、厳密に消費者に情報を開示出来るラベル、表示、記録を準備しておかなければならない。

食品・医薬品局が違反を確認した場合は、厳密に法令を運用する。検査により基準値を超える農業残留有害物質が検出された場合は、規格に合わない食品とみなし5万バーツ以下の罰金刑に処す。農業残留有害物質の量が健康に有害な高い分量であった場合は、清潔ではない食品と見なし、2年以下の禁固刑若しくは2万バーツ以下の罰金刑、又は併科に処す。

2020年1月24日

パイサーン・ダンクム

食品医薬品委員会事務局長

(注) この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェットロが作成した非公式なものです。正確性を保証するものではなく、本情報の採否は自身の判断でお願いします。万一、不利益を被る事態が生じても、ジェットロは責任を負うことができませんのでご了承ください。